

瀬戸SOLAN学園学則

第1章 総則

第1条 本校の建学の精神は児童・生徒の「グローバルシチズンシップ育成」である。すなわち世界を舞台に活躍できる日本人を育てることである。この精神に基づき、本校では児童・生徒が、自分の個性、自分の国に自信と誇りを持ち、様々な個性や国・文化の多様性を認め、日本語と英語を自由に使いこなし、考えや気持ちをしっかり伝え、受け止め、生きることの素晴らしさを感じ続けられるように、教育基本法及び学校教育法に従い、初等普通教育を施すことを目的とする。

第2条 本校は、瀬戸SOLAN学園という。

第3条 本校は、愛知県瀬戸市道泉町76番地1に置く。

第4条 定員、修業年限及び入学資格は、次のとおりとする。

入学定員	学級数	総定員	総学級数	修業年限	入学資格
78	3	684	27	9年	市町村長から就学通知を受けた年齢満6歳以上のもの

第2章 学年、学期及び休業日等

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 次の4クォーター(略称Qと称す)の年4学期制とする。

- 第1Q 4月 1日から 6月30日
- 第2Q 7月 1日から 9月30日
- 第3Q 10月 1日から 12月31日
- 第4Q 1月 1日から 3月31日

第7条 休業日は、次の通りとし、年間授業日数は概ね205日を基準とする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
 - (3) 学年始休業 4月1日から校長が定める始業日前日まで
 - (4) BQ1 (Between Quarter) 校長が定める第1Qの終業日から第2Qの始業日前日まで
 - (5) 夏季休業 第2Q途中の校長が定める期間。
 - (6) BQ2 校長が定める第2Qの終業日から第3Qの始業日前日まで
 - (7) BQ3 第3Qと第4Q間、年末年始を含む校長が定める期間
 - (8) 学年末休業 校長が定める終業日翌日から3月31日まで
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、土曜日において校長が定める日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 入学、退学、転学及び休学等

第8条 入学、退学及び転学は、校長が許可する。

第9条 入学、退学及び転学の手続き、その他必要な事項は、別途「入学、編入、転学、退学、休学等に関する規定」に定める。

第4章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

第10条 本校の教育課程は、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に基づき編成し、その教科及び授業時数は、別途「教育課程」のとおりとする。

第11条 各学年の課程の修了は、児童・生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

第12条 前条の規定により児童・生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業を証する。

第13条 児童・生徒のうち次の各号の一に該当し、当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

(1) 年間の出席日数が著しく少ない者

但し、オンライン学習による授業参加、関係公共機関への通級・教育相談、校長が認めたフリースクールへの参加等は「出席」としてカウントする。

また、病気療養・入院及びいじめ等に起因し、社会通念上欠席することが止むを得ないと考えられる場合は、状況を最大限考慮した判定をする。

(2) 学習の到達度が著しく低い者

第5章 教職員組織

第14条 職員組織に関しては、学校教育法、学校教育法施行規則、学校保健法及び学校図書館法等に基づき、別途「教職員組織表」に定める。

第6章 授業料、入学金及びその他納入金

第15条 本校の授業料、入学時納付金及び入学検定料、その他納入金に関する事項については別途「入学、編入、転学、退学、休学等に関する規定」のとおりとする。

2 児童・生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

3 児童・生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、またその始期にかかわらずその始期の属する月の翌日から授業料を免除することがある。

3 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

4 既に納入した授業料、入学金、入学検定料は原則として返還しない。

5 授業料その他の納入金、別に定めるところによりその全部または一部を免除することができる。

第7章 賞罰

第16条 次の各号の一に該当する者は、これを表彰することができる。

(1) 学校の名譽を發揚した者

(2) 他の模範となる善行があつたと認められる者

- (3) 学業及び学校生活が特に優秀であると認められた者
- (4) その他、校長が表彰に値すると認めたもの

第17条 児童・生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する児童・生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
- (4) 学校の秩序をみだし、その他児童・生徒としての本分に反した者。

第18条 児童・生徒の保護者が本校の建学の精神や理念に反し、学則その他本校の定める諸規則を児童・生徒に守らせず、再三の改善要求に従わない場合は訓告または退学勧奨を行う。

第8章 その他の事項

第19条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定めるものとする。

第9章 改正

第20条 この学則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。

この学則は、2024年4月1日から施行する。